

## 法人文書の開示請求手続き

### 1. 情報公開受付時間（土、日曜日及び祝祭日を除く。）

午前：9時～正午  
午後：1時～4時30分

### 2. 開示請求手数料及び開示実施手数料

- (1) 開示請求手数料  
1件につき300円です。
- (2) 開示実施手数料  
開示請求1件ごとの開示実施手数料の額が、300円に達するまでは無料となります。なお、開示の実施方法により手数料の額が異なります。
- (3) 開示実施手数料の減額又は免除  
次に該当する方は、2,000円を限度として開示実施手数料の減額（免除）を受けることができます。
  - ① 生活保護法による扶助を受けている方
  - ② 同一世帯の全員が市町村民税が非課税となっている方
  - ③ らい予防法の廃止に関する法律による援護を受けている方

#### ○「国立研究開発法人農業生物資源研究所における情報公開に関する規程」抜粋

（開示請求手数料）

第10条 開示請求をする者は、開示請求手数料として、開示請求に係る法人文書1件につき300円を研究所に納めなければならない。ただし、開示請求をする者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行う場合は、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

- (1) 一の法人文書ファイル（法人文書管理規程第45条第1項に規定するものをいう。）にまとめられた複数の法人文書
  - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 2 開示請求をする者は、前項の開示請求手数料を納付する場合には、銀行振込、郵便為替又は現金で納付するものとし、原則として、次の各号に掲げる手続きを取らなければならない。
- (1) 銀行振込で納付する場合 振込の事実を証明できる書類の写しを開示請求書とともに郵送し、又は直接受付窓口を持参する。
  - (2) 郵便為替で納付する場合 郵便為替を開示請求書とともに郵送し、又は直接受付窓口を持参する。
  - (3) 現金で納付する場合 開示請求書とともに直接受付窓口を持参する。
- 3 受付窓口は、開示請求をする者が受付窓口まで遠距離である等のため他の受付窓口での納付を希望する場合には、他の受付窓口の開示請求手数料の徴収を依頼することができる。この場合において、受付窓口は、開示請求をする者の氏名、開示請求手数料の額その他必要な事項を徴収を依頼する受付窓口へ通知するものとし、また、徴収の依頼を受けた受付窓口は開示請求手数料の徴収が完了した場合には速やかに受付窓口へその旨を通知するものとする。
- 4 受付窓口（前項に規定により徴収を依頼された受付窓口を含む。）は、開示請求手数料が未納又は不足している場合には、開示請求をする者に対し、納付又は追納を求めるものとする。

### 3. 開示請求等事務の流れ（通常の場合）

- 1 開示請求者からの請求（別紙様式1）  
（開示請求書に記載する内容を満たしている書面でも可）
- 2 開示請求に係る情報の特定（主管室担当への連絡及び確認）  
（開示請求の内容が、情報の提供で対応できる場合は、無償とし開示請求書は不用）
- 3 開示請求手数料の納付の確認（納付方法：1. 振込 2. 郵便為替 3. 現金）  
〔 振込先銀行 三井住友銀行 牛久支店  
普通口座 3950421  
国立研究開発法人農業生物資源研究所 〕
- 4 開示請求の受理（受付印の押印）
- 5 支所庶務チームで開示請求書を受理した場合  
開示請求書の写しを庶務室庶務チームへ送付
  - 第三者の情報が含まれる場合
    - ・ 開示することについての意見照会  
意見照会書（別紙様式4又は5）と  
意見書（別紙様式6）用紙の送付
    - ・ 意見書の受理  
（期限までに提出がない場合は、意見が無いものとして取り扱う）
- 6 開示・部分開示・不開示の決定（開示請求書を受理した日から原則30日以内）
- 7 開示（部分開示含む）又は不開示の決定通知書の送付（別紙様式7又は8）
  - ・ 開示・部分開示の場合は、開示の実施方法申出書（別紙様式9又は10）も送付
  - ・ 受理した開示請求書の写しを、交付又は送付
- 8 支所庶務チームで受理した開示請求の場合
  - ・ 開示・部分開示・不開示の決定通知書の写しを総務分室へ送付
    - 第三者から意見書の提出があった場合
      - ・ 開示決定通知書（別紙様式13）送付
- 9 開示請求者から開示の実施方法の申出（別紙様式9又は10）
- 10 開示実施手数料の納付の確認

- 1 1 開示の実施方法申出書の受理（受付印の押印）
- 1 2 開示の実施  
（閲覧又は写しの直接交付の場合、開示内容について説明できる職員が立ち会う）  
（接受した開示の実施方法申出書の写しを、交付又は送付する。）
- 1 3 異議申立の受理  
（開示請求者又は第三者から開示等の決定に対する異議申立があった場合、その内容を確認の上、書面を受け付ける）

#### 4. 開示請求受付等事務のフロー図

